

藤沢都市計画道路の変更について

議第1号 藤沢都市計画道路3・5・26号善行西俣野線の変更
(神奈川県決定)

議第2号 藤沢都市計画道路3・5・25号石名坂善行線の変更
(藤沢市決定)

「都市計画道路の見直し方針」策定までの経過

平成20年12月 「都市計画道路見直しの基本的な考え方」策定

平成21年 2月 第123回都市計画審議会
「都市計画道路見直し」について諮問



都市計画道路見直し専門部会での審議 計8回

都市計画審議会への中間報告 計5回

平成22年11月 第131回都市計画審議会
「都市計画道路の見直し方針」答申

平成22年12月 「都市計画道路の見直し方針」策定

見直し結果

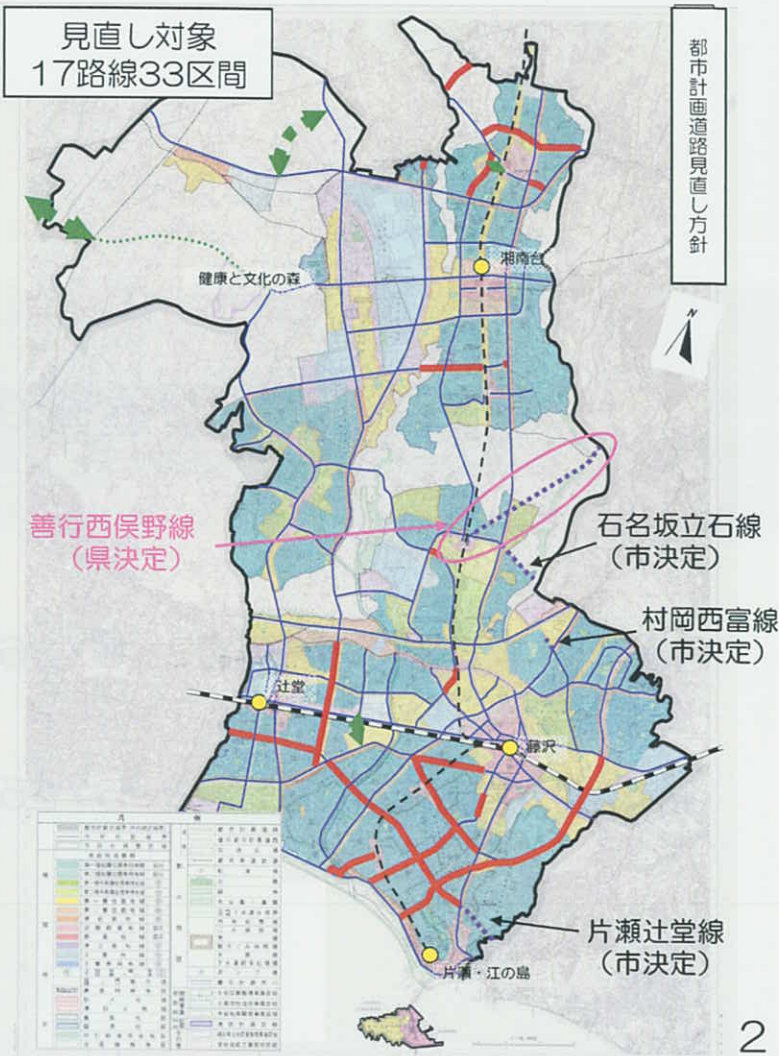
—— 存続
 (14路線28区間)

- - - - 廃止
 (4路線5区間)

← - - - - → 追加
 (4路線)

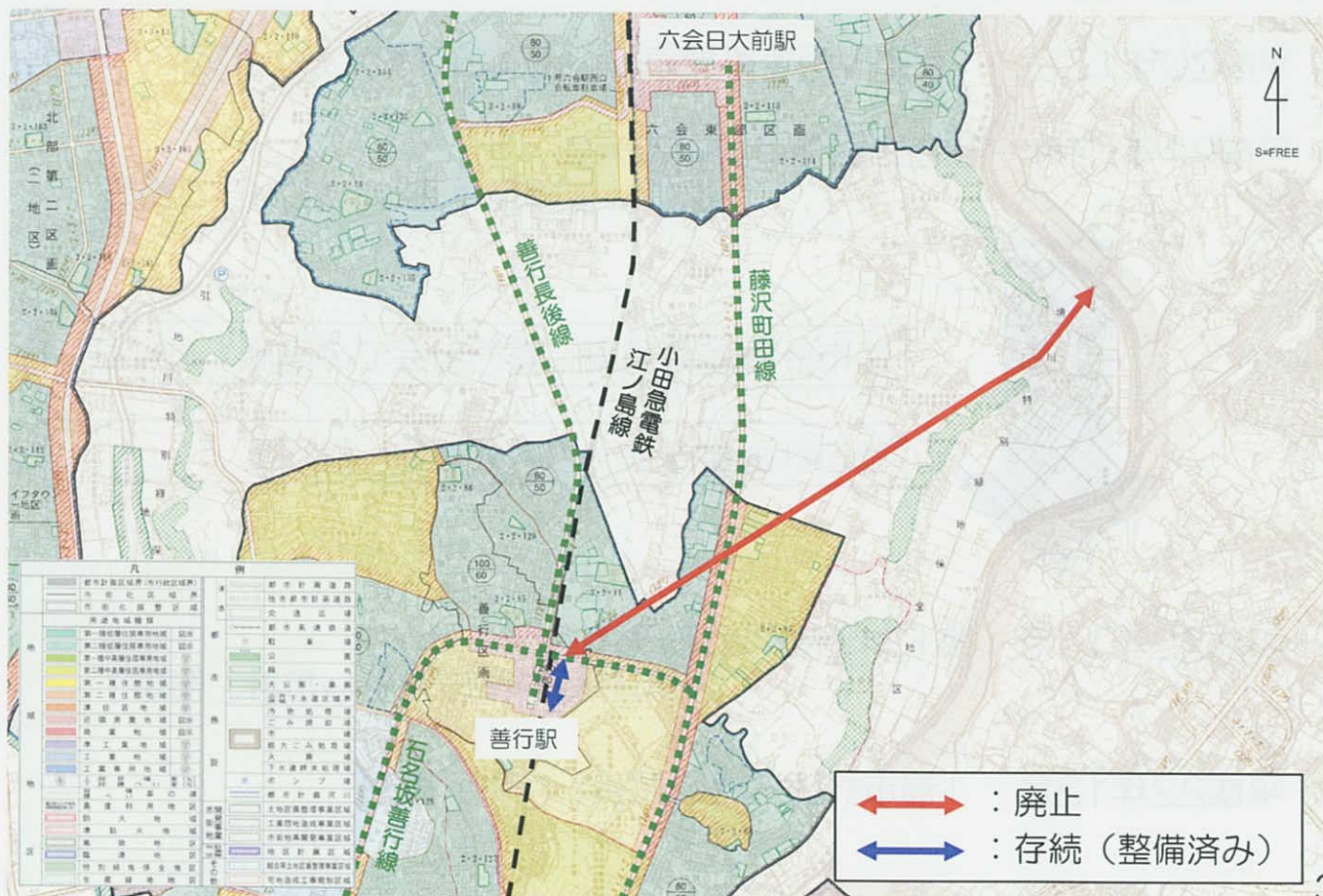
●その他の廃止路線の状況

- 3・5・11号 片瀬辻堂線 (市決定)
→平成24年7月6日・**廃止**
- 3・5・25号 石名坂立石線 (市決定)
→平成24年7月6日・**廃止**
- 3・5・29号 村岡西富線 (市決定)
→関係機関等と調整中



位置図

藤沢都市計画道路3・5・26号善行西俣野線



経緯書①

藤沢都市計画道路3・5・26号善行西俣野線

昭和32年12月 7日 建告第1578号

都市計画決定（当初決定）

名称：2・3・19号 善行亀井野線

起点：藤沢字渋沢3412番地地先 終点：亀井野字東3130番地地先

延長：1,362m 幅員：12m

なお、小田急善行新駅東口に地積約3,000㎡の広場を設ける。



昭和36年 3月17日 建告第561号

都市計画変更（起点位置及び広場面積の変更）

名称：2・3・19号 善行亀井野線

起点：藤沢字渋沢3386番地地先 終点：亀井野字東3130番地地先

延長：1,437m 幅員：12m

なお、小田急善行駅東口に地積約2,198㎡の広場を設ける。



4

経緯書②

藤沢都市計画道路3・5・26号善行西俣野線

昭和36年8月21日 建告第1848号

都市計画変更（街路名称、終点の位置、延長の変更）

名称：2・3・19号 善行西俣野線

起点：藤沢字渋沢3386番地地先 終点：西俣野字北窪河内619-2
番地地先

延長：2,354m 幅員：12m

なお、小田急善行駅東口に地積約2,198㎡の広場を設ける。



昭和51年7月23日 市告第28号

都市計画変更（建設省都市局長通達に基づく名称番号の変更）

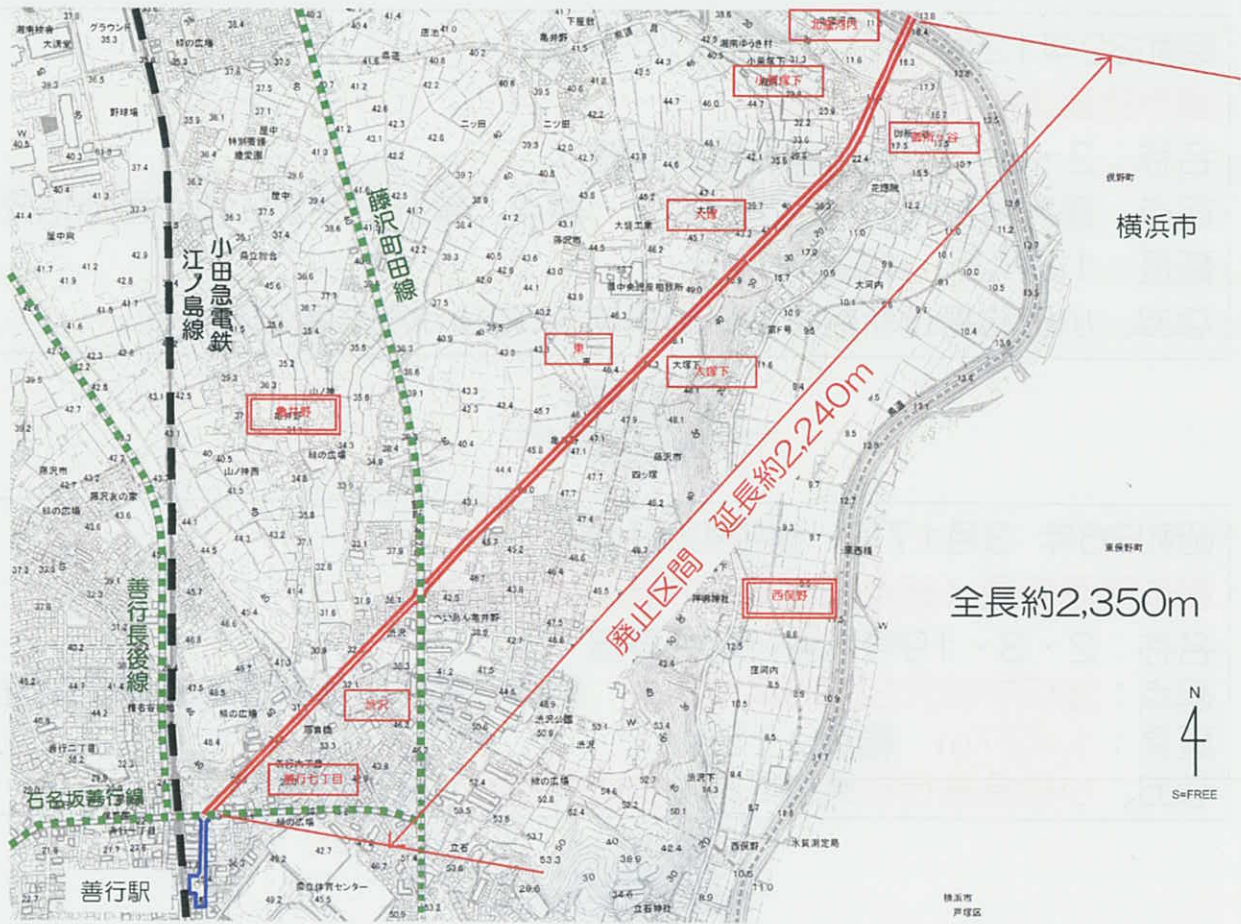
種別：幹線街路 名称：3・5・26号 善行西俣野線

起点：藤沢字渋沢3386番地地先 終点：西俣野字北窪河内619-2
番地地先

延長：約2,350m 構造形式：地表式 幅員：12m

なお、小田急線善行駅東口に地積約2,198㎡の広場を設ける。

5



種別	名称		位置			区域
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長(m)
幹線街路	3・5・26	善行駅東口駅前通り線	藤沢市善行七丁目	藤沢市善行七丁目		約110

ただし、小田急線善行駅東口に約2,198㎡の広場を設ける。

構造				備考
構造形式	車線の数	幅員 (m)	地表式の区間における鉄道等との交差構造	
地表式	2車線	12	幹線街路と平面交差1箇所	

新旧対照表

藤沢都市計画道路3・5・26号善行西俣野線

新旧	種別	名称		位置			区域
		番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長(m)
新	幹線街路	3・5・26	善行駅東口駅前通り線	藤沢市善行七丁目	藤沢市善行七丁目		約110
			ただし、小田急線善行駅東口に約2,198㎡の広場を設ける。				
旧	幹線街路	3・5・26	善行西俣野線	藤沢市藤沢字渋沢3386番地	藤沢市西俣野字北窪河内619-2番地		約2,350
			ただし、小田急善行駅東口広場 約2,198平方メートル				

構造				備考
構造形式	車線の数	幅員(m)	地表式の区間における鉄道等との交差構造	
地表式	2車線	12	幹線街路と平面交差1箇所	
地表式		12		

8

理由書

藤沢都市計画道路3・5・26号善行西俣野線

本県においては、社会情勢の変化に的確に対応したまちづくりの一環として、市町が主体となり、各地域の特性を考慮しながら、交通機能や市街地形成機能及び防災機能など様々な観点から都市計画道路の見直しに取り組んでいるところです。

藤沢市では、今後の都市計画道路の継続的な整備において、少子高齢化社会の進展等、都市を取り巻く社会経済状況の大きな変化に対応するため、都市計画道路が担う様々な機能から必要性の検証を行い、平成22年12月に「都市計画道路の見直し方針」を作成しました。

この方針に基づき、関係機関と調整しながら詳細に検討した結果、当該計画区間に存在する緑地の保全や貴重種が生息している環境保護など環境機能維持の面から総合的に判断し、3・5・26号善行西俣野線の善行七丁目から終点の西俣野字北窪河内までの区間約2,240mを廃止します。

この廃止に伴い、当該路線の終点の位置、終点の位置の変更に伴う名称の変更及び区域の変更を行います。

また、今回の変更と併せて車線数を2車線と定めるものです。

9

追加する部分 なし

削除する部分 藤沢市善行六丁目、亀井野字渋沢及び字東並びに西俣野字大塚、字大塚下、字小栗塚下、字御所ヶ谷及び字北窪河内地内

変更する部分 藤沢市善行七丁目地内

これまでの手続き

	3・5・26号善行西俣野線の変更 (神奈川県決定)	3・5・25号石名坂善行線の変更 (藤沢市決定)
平成24年 11月	↑ 地権者個別説明	
12月	↓	
平成25年 1月	● 1/19 都市計画説明会(藤沢市内) ● 1/25 市案の申し出	↑ 1/25 神奈川県・法定協議
2月	● 2/20 県素案確定	↓ 2/20 神奈川県知事の回答
3月		
4月	↑ ↓ 4/2~4/23 案の閲覧・公述受付	
5月	● 5/10 公聴会(5/7 中止・公表) ● 5/22 県原案確定 →神奈川県から本市へ意見照会	
6月		
7月	↑ ↓ 7/9~7/23 法定縦覧 縦覧者1名、意見書提出なし	縦覧者0名、意見書提出なし
8月	第143回藤沢市都市計画審議会に諮問・付議	